

＜調査ご協力をお願い＞

【研究名】鳥取県西部圏域における救急出動に関する疫学的分析

鳥取県福祉保健部所管倫理審査委員会

承認番号:WH2024-002(承認日:令和7年3月21日)

【研究実施期間】倫理審査委員会承認日～令和14年3月31日

【対象者】平成26年～令和5年(10年間)において、鳥取県西部広域行政管理組合消防局が救急活動記録を所有している者(112, 652件)。

【研究の目的】

全国的にも救急出動件数が増加する中、鳥取県西部圏域においても救急出動件数が令和4年から2年連続で過去最多を更新しています。一方で、医療機関側では高齢化による医療人材の不足や、医師の働き方改革に伴い、これまでの救急医療体制の保持が困難となることも予想されています。本研究では、鳥取県西部圏域における救急出動ケースの傾向を明らかにし、今後の救急医療体制等を検討することを目的としています。

【利用する情報】

本研究は後ろ向き研究で、鳥取県西部広域行政管理組合消防局が電子端末上で管理している平成26年～令和5年(10年間)の救急活動記録のデータを整理し、統計学的分析を行います。救急活動記録は、救急要請があった際に自動又は手動で電子端末上に情報が保存されるようになっています。研究に必要な下記の項目について、鳥取県西部広域行政管理組合消防局より米子保健所へ電子媒体にて交付します。

具体的には、発生時間、発生場所、搬送時間、年齢、性別、職業、既往歴、傷病名、疾病分類、事故種別、収容機関、受入れ診療科、病院問い合わせ回数、病院選定までの時間、選定理由、受入れ拒否理由、ドクターカー又はドクターヘリ使用の有無、心肺蘇生の希望に関する情報です。

※提供データはセキュリティを強化した部屋で情報システム管理と運用を行い、文書を適切に管理します。個人が特定される内容で研究を実施することはありません。研究の成果を公表する時においても個人情報公表されることはありません。

【情報提供先機関及び責任者】

情報提供先機関:鳥取県西部総合事務所米子保健所

情報提供先機関責任者:鳥取県西部総合事務所米子保健所 所長 藤井秀樹

【研究実施施設及び責任者】

施設名称:鳥取県西部総合事務所米子保健所

研究責任者:鳥取県西部総合事務所米子保健所 医薬・感染症対策課 課長補佐 山田まどか

情報管理責任者:鳥取県西部総合事務所米子保健所 医薬・感染症対策課 課長 谷野真由美

【研究の利用を停止する場合】

得られた情報の研究への利用をいつでも利用停止することができます。研究対象者又はそのご家族が研究に不参加を申し出られた場合でも、不利益を生じることはありません。申し出をされる場合は、以下の問合せ先までお問合せください。

【その他】

本研究に関する研究者は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に従い本研究を実施します。また、本研究の研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手または閲覧をご希望の場合も、問合わせ先にご照会ください。

【問合せ先】

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳5452

鳥取県西部広域行政管理組合消防局 篠田豊和、益田真次

電話 0859-35-1957 E-mail: keibouka@tottori-seibukoiki.jp

【苦情窓口】鳥取県庁福祉保健部福祉保健課 倫理審査委員会事務局

E-mail: fukushihoken@pref.tottori.lg.jp